

8. 対象事業の検討

8-1. 事業手法の検討方針

「やちよふれあいの農業の郷」構想計画を実現するためには、地元農家・市民をはじめ、農業行政の諮問機関である八千代市農政審議会や関係機関の意見を参考にし、八千代市、千葉県等の相互協力と調整の上、実施していくことが必要である。

「やちよふれあいの農業の郷」の整備の目的は、市内における都市型農業の振興と市民の交流拡大によって地域活性化を図ることである。計画地は、「農業振興地域」に属しており、千葉県をはじめ農水省など国の補助事業制度を活用する方向で検討する。

8-2. 対象となる事業

「やちよふれあいの農業の郷」構想計画を具体化するにあたり、適用できると想定される事業は、以下のとおりである。

- (1) 経営構造対策事業（国庫）
- (2) 農村公園施設整備事業（国庫）
- (3) やすらぎ空間整備事業（国庫）
- (4) 都市農村交流整備事業（県単）
- (5) ウォーキング・トレイル事業（国庫）
- (6) 先進的園芸農産地づくり事業（県単）
- (7) ふるさと緊急農業整備事業（起債）
- (8) 農林漁業要揮発油税財源身替農道整備事業（国庫）

以下に各事業についての概要を以下に示す。

(1) 経営構造対策事業（国庫）

①事業の目的

経営構造対策は、平成11年7月に制定された「食料・農業・農村基本法」の基本理念に即し、地域ぐるみで地域の農業構造を改革していくため、地域農業に関わる幅広い関係者の地域合意の形成を前提としてこれを実現していくための生産・流通・加工・情報・都市農村交流等の施設を総合的に整備することにより、地域の担い手となる経営体の確保・育成を図ることを目的とする。また、実施に当たっては、実施手続きと施策評価について広く国民に情報を提供することによって効率的・効果的で透明な施策を展開していくこととしている。

②事業の内容

(a) 経営構造対策推進事業（ソフト事業）

市町村・都道府県段階において、地域の農業の担い手となる農業経営体を育成し、地域ぐるみで地域の農業構造を変革していくこうとする取り組みを支援するため、地域の合意形成を通じた当該変革のための数値目標の設定及びその達成のためのプログラムの策定、事業実施後の効果発現等に係る支援体制の整備等を行う。

事業種類	事業目的	事業内容	対象地域	事業主体
市町村経営構造対策推進事業	市町村段階において地域の合意形成の支援を行う。	地域の設定目標、当該目標の達成プログラム等を内容とする経営構造確立構想の作成、費用対効果の算定のための基礎調査 実施期間 1年間	集落単位から大字の区域(地域の実情等を勘案して適当と認められる場合等は広域も可能)	経営・生産対策推進会議を主催する市町村。部会を主催する農協、土地改良区、農業者等が組織する団体等
都道府県経営構造対策推進事業	都道府県段階において市町村推進事業の支援を行う。	市町村推進事業の支援対策事業に関する調査・情報の提供、市町村等が行う事業評価に関する点検評価、効果発現に向けた改善方策の検討等	一	経営・生産対策推進会議を主催する都道府県。部会等を主催する者

(b) 経営構造対策事業（ハード事業）

担い手を中心として、地域農業全体が発展していく取り組みを支援するため、生産施設、加工施設、流通販売施設、情報関連施設、都市農村交流等の施設を一体的に整備する。

また、併せて、本施設整備の効果かつ円滑な実施を図るため、当該施設に係る実践的な知識、技術の習得、効果評価等に必要な事業を実施する。

経営構造対策推進事業（ソフト事業）の成果である「経営構造確立構想」（目標・計画・プログラム）にのっとって、改めて事業計画を策定し、地域の農業経営体の育成に必要な施設を整備するものである。

事業種類	事業主体	事業内容(メニュー等)	事業実施期間
経営構造対策事業			
土地基盤整備事業	市町村、農協、土地改良区、農業委員会、公社、農業者等の組織する団体等	区画整理、畦畔整備、用排水整備、農道、連絡道、農地保全整備、建物用地整備、交換分合、体験農園整備等	原則として3年間
経営体质強化施設整備事業	市町村、農協、農業委員会、公社、農業者等の組織する団体、第3セクター等	新規就農者研修施設、高生産性農業用機械施設、 <u>乾燥調製貯蔵施設</u> 、米麦流通合理化施設、 <u>育苗施設</u> 、農畜産物集出荷貯蔵施設、農畜産物処理加工施設、高品質堆肥製造施設、農業用水施設、情報管理通信施設、地域農業管理施設、新技術活用種苗等供給施設、農業気象高度利用施設、情報複合施設、経営継承円滑化支援施設、農業資材保管施設、農業機械高度利用施設	
経営多角化等施設整備事業	市町村、農協、農業委員会、公社、農業者等の組織する団体、第3セクター等	<u>農林漁業体験施設</u> 、 <u>产地形成促進施設</u> 、 <u>地域食材供給施設</u> 、 <u>総合交流拠点施設</u> 、 <u>女性アグリサポートセンター</u> 、 <u>高齢者農業活動支援施設</u> 、 <u>未利用資源活用施設</u>	
経営構造整備附帯事業	市町村マネジメント組織を主催する市町村等、都道府県等	取組の効果を確保するため、各種調査・分析・調整活動及び新技術導入等に必要な実践的知識・技術習得活動	一

③補助率

事業名		経営構造対策事業			備考	
事業メニュー		補助率	補助率内訳			
推進事業			国	県		
土地基盤整備	区画整理	6/10	1/2	1/10		
	畦畔整備	6/10	1/2	1/10		
	用排水整備	6/10	1/2	1/10		
	農道	6/10	1/2	1/10		
	連絡道	6/10	1/2	1/10		
	農地保全整備	6/10	1/2	1/10		
	建物用地整備	6/10	1/2	1/10		
	交換分合	6/10	1/2	1/10		
	体験農園整備	6/10	1/2	1/10		
経営多角化等施設整備	新規就農者研修施設	1/2	1/2	—		
	高生産性農業用機械施設	1/2	1/2	—		
	乾燥調製貯蔵施設	1/2	1/2	—		
	米麦流通合理化施設	1/2, 13/30	1/2, 1/3	0, 1/10		
	育苗施設	1/2	1/2	—		
	農畜産物集出荷貯蔵施設	1/2	1/2	—		
	農畜産物処理加工施設	1/2	1/2	—		
	高品質堆肥製造施設	6/10	1/2	1/10		
	農業用水施設	1/2	1/2	—		
	情報管理通信施設	6/10	1/2	1/10		
	地域農業管理施設	6/10	1/2	1/10		
	新技術活用種苗等供給施設	1/2	1/2	—		
経営多角化等施設整備	農業気象高度利用施設	1/2	1/2	—		
	農林漁業体験施設	1/2	4/10	1/10		
	産地形形成促進施設	1/2	1/2	—		
	地域食材供給施設	1/2	1/2	—		
	総合交流拠点施設	6/10	1/2	1/10		
	女性農業活動支援施設	1/2	1/2 (4/10)	(1/10)		
	高齢者農業活動支援施設	1/2	1/2	—		
	未利用資源活用施設	1/2	1/2	—		
特認事業		1/2	1/2	—		

- (注) ・女性農業活動支援施設は農林漁業体験施設と一体施設の場合 10 分の 1 県補助とする。
 ・米麦流通合理化施設、高品質堆肥製造施設、情報管理通信施設、地域農業管理施設及び総合交流拠点施設については、市町村が事業主体の場合は県補助はなし。
 ・千葉市に対する県補助はなし。

④事業計画の認定用件等

(a) 全国共通目標

1) 認定農業者等の育成

- ・目標年次での認定農業者数の全農家戸数に占める割合が当該地域を含む市町村で策定される地域農業マスタープランの目標以上となること。
- ・目標年次における認定農業者数が現在に比べ 50%以上増加すること。

2) 担い手への農地の利用集積

- ・目標年次での認定農業者等の担い手に対する農地利用集積面積が当該地区内の農地面積の 60%以上に達すること。
- ・現状に比べ農地利用集積率が 10 ポイント以上増加すること。

3) 遊休農地の解消

- ・ほ場整備を実施した地区（整備後 10 年以内の地区に限る）で、遊休農地のすべてが解消されること。

(b) 地区選択目標

1) 一般選択目標

- ・地区採択目標が数値目標として 2 項目以上定められていて、その目標が食料・農業・農村基本計画で定められている政策課題と合致していること。

【一般選択目標の例】

新規就農者の育成・確保、集落営農による活動の促進、女性の経営参画、高齢者の能力発揮、農畜産物の高付加価値化、農畜産物の販売額の増加、農畜産物の生産・流通コストの低減、地域への訪問者数の増加、雇用機会の拡大、農家民宿の増加等。

2) 水田農業構造改革目標

- ・整備を予定している施設等が、水田農業の構造改革に関連する場合にあっては、作物ごとに地域水田農業ビジョンに掲げた数値目標（作付け面積・販売計画）を設定する。その場合、米政策改革基本要綱第 I 部第 5 に基づく「地域水田農業ビジョン」との整合を図ること。なお、水田農業ビジョンに掲げた数値目標を設定した場合は、一般選択目標のひとつとしてカウントできるものとする。

(c) 計画及びプログラム

- ・整備を予定している施設（メニュー）等が、目標・計画・プログラムの達成のために直結すると認められること。
- ・プログラムは、5ヶ年程度の目標達成までの各年度で、達成すべき目標水準数値化されているとともに、各年度で客観的に評価することが可能となっていること。

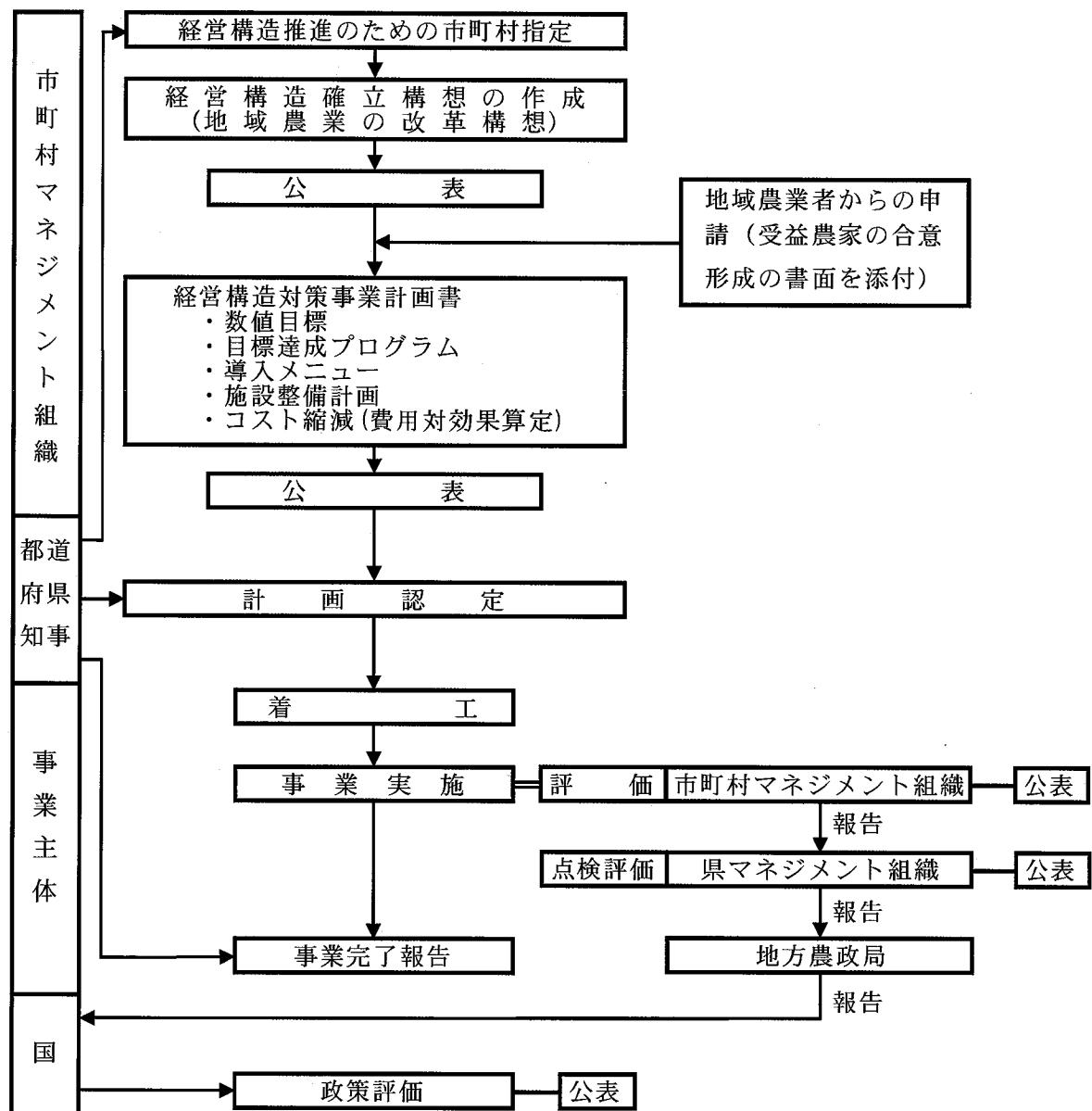
(d) 施設整備

- ・費用対効果の検証として、総投資額に対する総効果額を算出し、1.0 以上となること。
- ・計画に基づく施設の利用が確実であると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- ・施設の能力・規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて必要であり、かつ、過大なものではないこと。
- ・施設毎に担い手の受益割合が一定の率以上であること。(担い手育成緊急地域及び受益者が特定の者に限られる施設を除く。)
- ・施設の管理・運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- ・施設別の投資費用が別に定める上限額の範囲内で、必要最小限のものと認められること。
- ・事業主体において事業主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること等。

(e) 以下のいずれかに該当する場合は認定されない

- ・整備を予定している施設等(メニュー)が、経営育成のために不可欠であると認められないこと。
- ・経営構造対策事業計画について、異議、苦情が寄せられており、地区内の農業者、関係者の総意に基づくと認められないこと。
- ・農業者の申請後における情勢の変化等により、事業の着手までに更に相当の期間を要すると認められる事由が発生していること。
- ・過疎化又は市街化の進展が見込まれることにより事業実施後 10 年程度のうちに農業経営又は地域農業の継続が危ぶまれるおそれがあること。
- ・導入する新技術(営農上、施設整備上)について、現地での効果の発現等が十分に確認されていないこと。
- ・新規に導入する作物、新規に製造する加工品等について、種苗、原材料、技術、販路等必要となるもののうち確保する見通しが立っていないものがあること。
- ・関連事業の進捗状況等に比較して著しく先行していると認められること。
- ・過去において、当該地区で農業構造改善事業等その他の補助事業により施設整備等を行い、その施設等の利用が計画に照らし、適正であると認められないこと。

⑤事業の実施手続き



(2) 農村公園施設整備事業（ほ場整備事業の関連事業、国庫）

①事業の目的

農業者の健康増進といいの場を提供することを目的とした緑地、運動公園等の整備とこれに係る施設の整備を行うものである。

②事業の内容

具体的な整備及び施設は以下のとおりである。

- (a) 生地、芝生
- (b) 便益施設（水飲み場等）
- (c) 保全施設（植栽、フェンス）

※遊技施設（ブランコ、砂場等）、修景施設（花壇等）、競技施設（テニスコート等）は補助対象外である。

③補助率

国：50%、県：30%

(3) やすらぎ空間整備事業（国庫）

①事業の目的

自然やすらぎを求めるトレンドを背景に都市住民のグリーン・ツーリズムに対するニーズは高まっている。

一方、農山漁村には、使われなくなった民家や校舎、豊かな自然空間が維持され、滞在型農業体験ができる農村空間及び農山漁村に住む人たちによって継承されてきた「伝統文化」が数多く存在している。しかし、これら都市と農山漁村の交流に適した空間は十分に活用されないまま存在している。

このため、これら貴重な地域資源を活用して、都市住民の農業・農村に対する理解を深め、健康的でゆとりある生活を実現するため、都市住民の「やすらぎ空間」や「ふれあい空間」として整備し、地域の活性化を図るとともに景観の保全・再生に資するものである。

②事業内容

(a) やすらぎ滞在交流拠点型

茅葺き農家、廃校等を活用した交流拠点やクライインガルテン（滞在型市民農園）等の滞在交流拠点の整備、標識等の移設による農山漁村景観の保全。

(b) ふれあい体験交流空間型

都市住民等の円滑な利用に配慮した市民農園（日帰り型市民農園）や谷津田等の農村資源を活用したほたるの里等の体験交流空間の整備。

③事業実施主体等

市町村、農協等

④補助率

国：1/2 以内

(4) 都市農村交流整備事業（県単）

①事業の目的

県が定めた『大地と海の「グリーン・ブルーツーリズム in ちば』推進方針』を踏まえた上で、農林水産業の振興と併せて、都市住民のニーズに応えるため、農業地域資源を活用するとともに観光産業をはじめ地域の関連産業が一体となった地域のグリーン・ブルーツーリズムを支援する。

②事業内容

事業実施主体は、地域グリーン・ブルーツーリズム推進協議会が策定した地域交流促進計画に基づき、次に掲げる施設の整備を行う。

(a) 観光農園施設

摘み取り園や体験農園用の農産物生産施設、基盤整備、休憩施設、駐車場、トイレ、バリアフリー対応施設

(b) 農産物直売所施設等

(c) やすらぎ空間施設

花壇、遊歩道等の整備等

③事業主体

市町村、農協、営農組合等

④採択基準

受益農家戸数は3戸以上とする。

⑤事業期間

平成15年～16年

⑥補助率

県：1/3以下（上限10,000千円）

(5) ウォーキング・トレイル事業（国庫）

①事業の目的

生活者がゆとりとうるおいの実感できる質の高い歩行空間を形成することを目的とする。

②事業内容

(a) 計画策定

自治体等の道路部局と、公園・河川等関係部局が主体となり、地域住民やウォーキング関係団体等の参画を得て、策定する。

(b) ネットワーク計画

ウォーキングトレイルのネットワークは、多様性のある複数のルートを組み合わせた、それぞれの地域の個性を生かしたものとともに、各ルートの距離や高低差に変化を持たせ、健脚な人から高齢者まで誰もが体力に合わせて利用できるよう配慮する。そのため、ルートを選定するにあたっては、既存の観光施設等を連絡し、公園や河川施設等を活用し、自動車交通と分離した楽しい道づくりを行う。また、駅やバス停、駐車場等と接続させ、アクセスしやすいものとする。

(c) 整備計画

- ・歩行者専用道、歩道、歩車共存道
ゴム系アスファルトや石材、木材等を用い、歩きやすさに十分配慮するとともに景観等にも配慮した路面とする。
- ・休憩施設等
ベンチや日除け等の、快適なウォーキングをサポートする簡単な休憩施設を整備する。
- ・案内標識等
主要な分岐点ごとに設置し、迷う心配のない、安心して歩ける道づくりを行う。案内標識等の設置にあたっては、周辺景観に配慮し、統一化・系統化したカラーやデザインとする。

③事業主体

地方公共団体

④対象地域

農業振興地域を有する市町村（千葉市を除く 74 市町村）

⑤事業期間

平成 8 年～

⑦補助率

国：1/2 他

(6) 先進的園芸農産地づくり事業：米・麦・大豆産地対応型(県単)

①事業の目的

集落を基礎とした担い手集団の育成と米・麦・大豆の生産体制の確立を図ることを目的とする。

②事業内容

産地育成に必要な共同利用機械施設の導入に対し支援する。

③事業主体

市町村、農業公社、農協、営農集団等

④採択基準

a) 栽培面積

- ・水稻 おおむね 30ha 以上
- ・麦 おおむね 10ha 以上
- ・大豆 おおむね 10ha 以上

ただし、「地域水田農業ビジョン」が当該市町村で策定されていること。

b) 認定農業者の設置基準数

- ・構成員のうち、3 名以上

⑤補助率

県：1/3 以下(市の財政力指数に応じて補助。財政力指数に応じ、事業費の 1/3 以内の額に 9/10～6/10 を乗じた額。)

(7) ふるさと緊急農道整備事業（地方単独事業・起債事業）

①事業の目的

農業農村の振興と定住環境の改善

②事業概念

地域が緊急に対応しなければならない課題に応えて早急に行う必要のある農道の整備

③事業主体

都道府県及び市町村（本事業の場合は八千代市）

④採択基準

受益面積 10ha 以上、幅員 4.0m 以上

⑤事業期間

平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 年間。延長の可能性あり。

⑥事業の支援

総務省及び農林水産省は、計画の推進を図るため、国庫補助事業及び地方単独事業に対して支援する。

本事業の地方単独分に対する地方財源措置は下記のとおりである。

- ・臨時地方道整備事業債を充当することとし、その充当率はおおむね 90 %（財源対策債による充当率の引き上げ分 15 % を含む。）とする。
- ・上記地方債の元利償還金については、通常分（75 %）については 30 % に相当する額を、財源対策債分（15 %）については 50 % に相当する額を後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入する。

(8) 農林漁業要揮発油税財源身替農道整備事業（農免農道事業）（国庫）

①事業の目的

農業の生産性の向上

農產物流通の合理化

農業生産の近代化

②事業概要

農業用に使用する揮発油に対する減税の身替わり措置として、揮発油の税額に相当する財源をもって整備する基幹的な農業の整備

③事業主体

都道府県、市町村及び土地改良区（本字業の場合は八千代市）

④採択基準

受益面積 50ha 以上、幅員 4.0m 以上 総事業費 1 億円以上

⑤事業期間

平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 年間。延長の可能性あり。

⑥事業の補助率

国：市 50 : 50

※本事業の採択は、他市町村が要望済みであり、早くても平成 25 年度頃となる。

8-3. 適用可能な事業

各施設について、現在、最も有利となる事業を適用可能な事業（「施設別適用可能事業一覧表」P8-15 参照）より選定すると、次頁の「導入事業(案)一覧表」のとおりである。

なお、想定した補助事業は年度を区切って設定されている事業もあり、場合によっては廃止される可能性もあるとともに逆に適用できる新規事業が制定されることもあるため、事業実施段階においてもう一度補助事業については確認する必要がある。

導入補助事業(案)一覧表(1/2)

希望施設名	予定整備主体	導入予定事業名	補助率	備考
1. 農村公園	県	国庫：農村公園施設整備事業	補助率：国1/2	ほ場整備事業の関連事業
① 芝生広場	県	国庫：環境整備事業	補助率：国1/2	"
② 親水路	県	国庫：農村公園施設整備事業	補助率：国1/2	"
③ 休息施設(ベンチ、水飲場等)	県	国庫：農村公園施設整備事業	補助率：国1/2	"
④ 外柵(ネットフェンス)	県	国庫：農村公園施設整備事業	補助率：国1/2	"
⑤ 植栽	県	国庫：農村公園施設整備事業	補助率：国1/2	"
⑥ 暗渠・外周水路	県	国庫：農村公園施設整備事業	補助率：国1/2	"
⑦ 遊具等	市	市単独		
⑧ レクリエイクル	市	市単独		
2. 公設駐車場	市	市単独		
3. ふれあい小動物コーナー	地元	市単独		
4. 農産物加工所・研修室等				
① 調理室	市	国庫：経営構造対策事業	補助率：国1/2	
② 会議室	市	国庫：経営構造対策事業	補助率：国1/2	
③ トイレ	市	国庫：経営構造対策事業	補助率：国1/2	
④ 器具倉庫	市	国庫：経営構造対策事業	補助率：国1/2	
⑤ 更衣室	市	国庫：経営構造対策事業	補助率：国1/2	
⑥ シャワールーム	市	国庫：経営構造対策事業	補助率：国1/2	
⑦ 資材置場・貸出用	市	国庫：経営構造対策事業	補助率：国1/2	
⑧ 資材置場・個人用	市	国庫：経営構造対策事業	補助率：国1/2	
⑨ 手洗い等水道	市	国庫：経営構造対策事業	補助率：国1/2	
⑩ 休息施設	市	国庫：経営構造対策事業	補助率：国1/2	

導入補助事業(案)一覧表(2/2)

希望施設名	予定整備主体	導入予定事業名	補助率
5. 営農施設			
推進事業ソフト	市	国庫：経営構造対策事業	補助率：国1/2
ライセンサー	地元	国庫：経営構造対策事業	補助率：国1/2
育苗ハウス	地元	国庫：経営構造対策事業	補助率：国1/2
6. 営農機械			
① 営農機械(トラクタ-等)	地元	県単：先進的園芸農産地づくり事業	補助率：県1/3×9/10～6/10
② 営農機械(乗用田植機・コンバイン等)	地元	県単：先進的園芸農産地づくり事業	補助率：県1/3×9/10～6/10
③ 駐車場	地元	地元単独	
7. 市民農園	地元	国庫：やすらぎ空間整備事業	補助率：国1/2
	地元	県単：都市農村交流整備事業	補助率：県1/3
8. 観光農園	地元	国庫：やすらぎ空間整備事業	補助率：国1/2
	地元	県単：都市農村交流整備事業	補助率：県1/3
9. 体験農園	地元	国庫：やすらぎ空間整備事業	補助率：国1/2
	地元	県単：都市農村交流整備事業	補助率：県1/3
10. 散策道	市	ウォーキングトレイル事業	補助率：国1/2
11. 谷津田の整備	市	国庫：やすらぎ空間整備事業	補助率：国1/2
12. ゆめのかけ橋	市	ふるさと緊急農道整備事業	地方単独事業に分に対する地方財政措置
	市	農林漁業要揮発油税財源身替農道整備事業	平成25年以降となるとともに採択されるかわらない。また「郷」事業実施年度どればでてくる。
13. レストラン	地元	市単独	補助率：国1/2

【施設別適用可能事業一覧表】

地区区分	施設名	主な事業制度							備考
		経営構造対策事業	農村公園施設整備事業	都市農村交流整備事業	やすらぎ空間整備事業	ウォーキング・トレイル事業	先進的園芸農産地づくり事業	ふるさと緊急農道整備事業	
		国庫	国庫	国庫	県単	国庫	県単	起債	
米本地区	①市民・観光農園			○ ○					
島田地区	②ふれあい広場								
	・芝生広場	○							県営ほ場整備事業の関連事業として施工予定
	・親水路	○							
	・休息施設	○							
	・外柵工	○							
	・植栽工	○							
	・暗渠・外周水路工	○							
	・駐車場								
	・農産物加工所	○							
	・直売所	○							
	・トイレ	○							
	・管理室	○							
	・研修室	○							
	・レストラン								市単検討
	・販売 貸ブース								
	・情報展望コーナー								市単検討
	・レンタサイクル								
	・小動物コーナー								市単検討
	③営農施設								
	・ライスセンター	○							
	④育苗ハウス	○							
	⑤営農機械	○					○		
	⑥市民農園	○		○ ○					
	⑦観光農園	○		○ ○					
	⑧体験農園	○		○ ○					
	⑨散策道					○			
	⑩谷津田の整備			○					
両地区	⑪ゆめのかけ橋						○ ○		